GPA 制度および CAP 制に関する取扱細則

（趣旨）

第 1 条　この取扱細則はグレード･ポイント･アベレージ（以下「GPA」という。）制度による評価及び CAP 制（履修登録単位数の上限設定に関する取決め）に関して必要な事項を定めることを趣旨とする。

（成績評価およびグレード・ポイント）

第 2 条　学期ごとに当該学期履修科目について５段階で評価し、当該評価に対し次表のとおりグレード・ポイント（以下 GP）を付与する。

判定	評価（評語）		GP	基準	参考：英語表記
合 格	秀	S	4	単位認定の基準を大きく超えて優秀である	Excellent
	優	A	3	単位認定の基準を超えて優秀である	Good
	良	B	2	単位認定の望ましい基準に達している	Satisfactory
	可	C	1	単位認定の最低限の基準には達している	Pass
不合格	不可	F	0	単位認定の基準を満たしていない	Fail

（GPA の種類と計算方法）

第 3 条　GPA とは、一定期間において成績評価を受けた履修科目の成績評価に付与された GP に当該履修科目の単位数を乗じて得た数値の総和を、履修科目の単位数の総和で除した数値をいう。ただし小数第 2 位未満の端数があるときは、小数第３位で四捨五入するものとする。

２　GPA は、次の計算式のとおり、学期ごとに算出する「学期 GPA」と在学中の全期間を通算して算出する「累積 GPA」とする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{（当該学期において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の GP×当該科目の単位数）の総和}}{\text{当該学期において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の単位数の総和}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{（在学全期間において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の GP×当該科目の単位数）の総和}}{\text{在学全期間において GPA 算入科目のうち履修登録した科目の単位数の総和}}$$

３　次の各号に掲げる科目は GPA の算定に含めない。

(1)　他大学等で修得した単位認定科目（学則 31 条の 3）

(2)　短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設における学修による単位認定科目（学則 31 条の 4）

(3)　入学前に修得した単位認定科目（学則 31 条の 5）

(4)　入学前の実務経験による単位認定科目（学則 31 条の 6）

(5)　上記一号～四号に該当しない単位認定科目

(6)　付設課程科目

(7)　自由科目認定科目

(8)　履修取消制度により履修取消が認められた科目

4　放棄された履修科目は、GPA の算定に含めるものとし、当該履修科目の成績評価は不可とみなす。

5　不可の成績評価を受けた授業科目を再履修した場合、その成績評価に関わらず再履修前の成績評価とともに累積 GPA の算定に含める。

（GPA の活用）

第４条　GPA は以下のとおり活用する。

(1)　学期 GPA および累積 GPA は成績通知書に記載され、学生・教員（アドバイザー）へ通知される。

(2)　履修指導（アドバイザー・教務委員会）に用いる。

(3)　進級･退学に係る修学指導については以下のとおり用いる。

イ　学期 GPA が 1.5 未満の場合、アドバイザーから修学上の指導を受けることを義務付ける。

ロ　2 年次終了時点で累積 GPA が 1.0 未満の者には、個別の事情を考慮し、面談の上、教務委員長が退学勧告を含む指導を行う。

(4)　編入学希望学生選考資料として累積 GPA を用いる。

(5)　卒業式における学科代表選考資料として累積 GPA を用いる。

(6)　奨学金に関する選考資料として学期 GPA および累積 GPA を用いる。

(7)　IR（Institutional Research）に用いる。

(8)　就職活動における学内選考の資料として累積 GPA を用いる。

2　学期 GPA 及び累積 GPA の利用申請があった場合、学長が利用を認めることがある。

（CAP 制）

第 5 条　CAP 制は履修登録単位数の上限を定めるものである。履修登録単位数の上限は原則として 1 年間（前期・後期合わせて）46 単位と定める。

2　付設課程科目・自由科目・認定科目は履修登録単位数に含めない。

3　上限を超える履修登録を希望する学生に対して、教務委員会の議を経て、超過を認めることがある。

（履修取消制度）

第 6 条　病気等による長期欠席および休学によって該当学期における単位取得が困難な場合に限り、学生からの履修取消申請を受け、教務委員会の議を経て、履修取消を認めることがある。

（改廃）

第 7 条　本細則の改廃については、教務委員会の議を経て教授会が行うものとする。

附　則

1　本細則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

1　本細則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

2　令和 4 年 4 月 1 日以前に入学し、引続き在学する者については、従前の細則を適用する。